

医薬品医療機器法施行規則による登録検査機関の登録廃止について

平成 29 年 11 月 14 日付の厚生労働省告示第 335 号（同日付官報第 7143 号に掲載）において、当法人が「医薬品医療機器法施行規則第 12 条第 1 項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第 9 条第 1 項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する」と公示がされました。

今回の公示につきまして、試験検査機関としての登録は廃止となりますが、登録制度は薬局からの「薬局製剤試験」を念頭に置いている制度であり、また、当施設では平成 28 年 4 月 1 日付で GMP 組織を新設していることから、今後も「医薬品等の品質管理試験」につきましては今まで通り実施することができます。

また、各種 GLP 試験等その他試験検査業務につきましては従来通り実施して参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 11 月 14 日

一般財団法人食品薬品安全センター
秦野研究所長 小島 幸一